議長(福田会長)

報告第4号「小委員会の設置について」事務局の説明を求めます。

事務局(大林次長)

それでは,報告第4号「小委員会の設置について」ご説明いたします。資料の16ページをご覧いただきたいと思います。

小委員会につきましては,協議会規約第11条第1項の規定により,「特定の事項を調査及び審議するため,協議会の中に小委員会を置くことができる。」としており,お手元の報告第4号のとおり,新しい地域自治制度の構築について調査,審議を行うため「地域自治制度小委員会」を,また,合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に調査,審議するため「市町建設計画小委員会」を,さらに,新市の議会における議員の定数及び任期の取り扱いについて調査,審議するため「議会制度小委員会」を設置することといたしました。

なお,各委員会の委員につきましては会長が指名することとなっておりますので,それぞれの組織構成は,参考資料の12ページから14ページに記載のとおりでございます。 以上で説明を終わります。

議長(福田会長)

事務局の説明が終わりました。報告第4号につきましてご意見,ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、報告第4号「小委員会の設置について」は、事務局説明ど おりご承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それではご承認をいただいたことといたします。審議に際しま しては,委員の皆様方には何とぞよろしくお願いいたします。